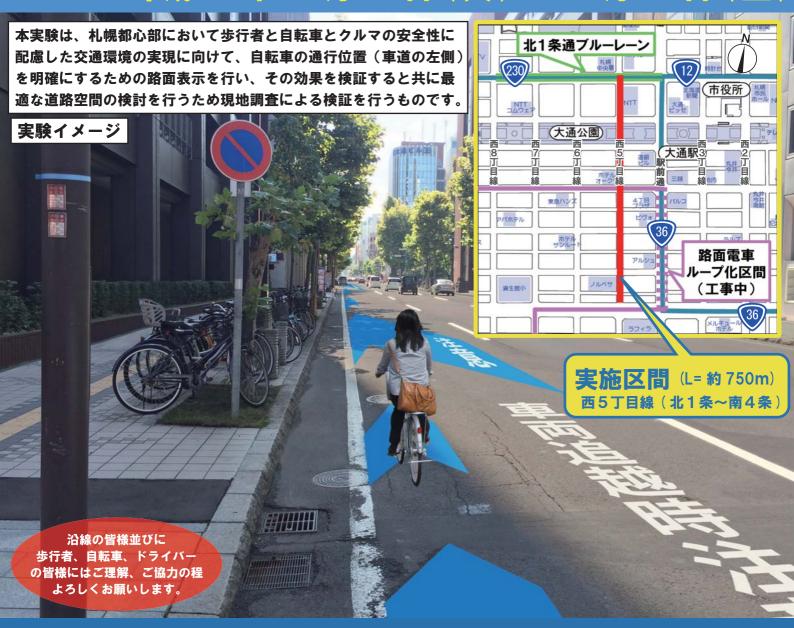
西5丁目線 自転車通行空間社会実験

実施期間: 平成 27 年 10 月 13 日 (火)~ 10 月 31 日 (土



札幌都心部における荷捌き等停車車両を踏まえた自転車通行空間創出等による 道路パフォーマンス向上を検証する社会実験

実験実施主体:札幌都心部自転車対策協議会

協議会構成団体:北海道モビリティデザイン研究会、NPO法人自転車活用推進研究会、北海道警察本部、 北海道札幌方面中央警察署、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部、北海道建設部、札幌市建設局総務部、 札幌市市民まちづくり局地域振興部、札幌駅前通まちづくり(株)、札幌大通まちづくり(株)、五番街商店街、 都心交通研究会、NPO法人エコ・モビリティ サッポロ、NPO法人 ポロクル、

札幌サイクリング協会、札幌地区トラック協会、札幌ハイヤー協会、札幌地区バス協会、

お問い合わせ:札幌都心部自転車対策協議会 事務局 北海道モビリティデザイン研究会(㈱ドーコン 交通部内) TEL 011-801-1520

実験区間を通行する際の留意点 ~自転車利用者の皆様へ~

自転車は原則、車道の左側通行です。※子どもや高齢の方等、例外規定があります。 実験区間の車道を通行する際は以下の点に注意して通行してください。

◆ 車道右側通行は禁止

車道の右側を逆進することは法令違反です。右側通行は 交差点や沿道から出てくる車両との事故にあう確率が高く なります。 ※沿道から出るクルマは右から来る車両に意識が

※沿道から出るクルマは右から来る車両に意識が 向けられるため、自転車の逆進は危険です。



◆ トラック等の大型車の横こは死角があり危険

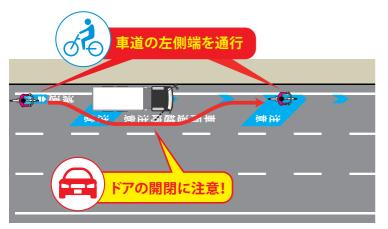
車には窓やミラーでも見えない「死角」があります。 ドライバーが見えていると思っていると、巻き込み事故の 危険がありますので注意してください。





◆ 路上停車車両がある場合

前後左右の安全確認を行ったうえで、停車車両のドアの開閉と 発進に注意して、車道側に回避するのが基本となります。



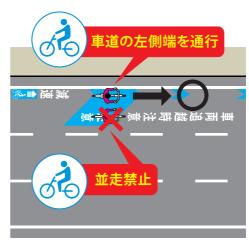
◆ 一方通行の道路での逆進は禁止

一方通行の道路では、自動車と同じく車道を 逆進することは違反です。西 5 丁目線は北→南方向の 一方通行となっています。



◆ 並走は禁止

自転車の並走(並んで走ること)は違反です。

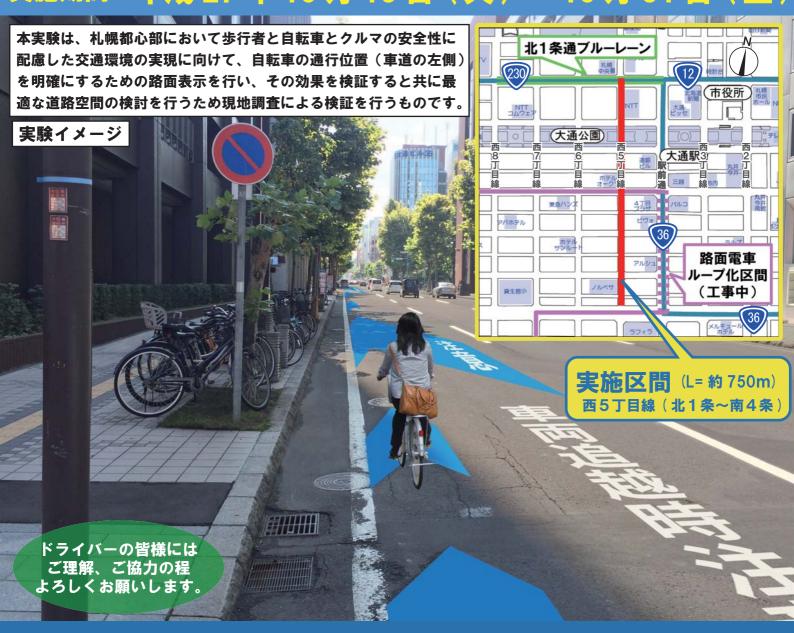


◆ 歩車分離式信号交差点の通行方法



西5丁目線 自転車通行空間社会実験

実施期間: 平成 27 年 10 月 13 日 (火)~ 10 月 31 日 (土)



札幌都心部における荷捌き等停車車両を踏まえた自転車通行空間創出等による 道路パフォーマンス向上を検証する社会実験

実験実施主体:札幌都心部自転車対策協議会

協議会構成団体:北海道モビリティデザイン研究会、NPO法人自転車活用推進研究会、北海道警察本部、 北海道札幌方面中央警察署、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部、北海道建設部、札幌市建設局総務部、 札幌市市民まちづくり局地域振興部、札幌駅前通まちづくり(株)、札幌大通まちづくり(株)、五番街商店街、 都心交通研究会、NPO法人エコ・モビリティ サッポロ、NPO法人 ポロクル、

札幌サイクリング協会、札幌地区トラック協会、札幌ハイヤー協会、札幌地区バス協会、

お問い合わせ:札幌都心部自転車対策協議会 事務局 北海道モビリティデザイン研究会(㈱ドーコン 交通部内) TEL 011-801-1520



実験区間を通行する際の留意点 ~ドライバーの皆様へ~

◆ 実験区間を通行する場合

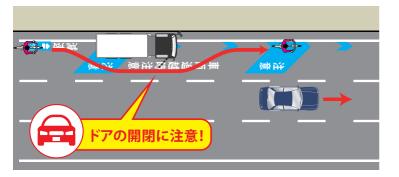
自転車は原則、車道の左側通行です。ドライバーの皆様が 車道を通行する自転車を追い越す場合は自転車と安全な距離 を保った通行又は徐行をする必要があります。

特に、自転車が路上駐停車車両を追い越す場合には、 自転車との距離や速度には十分ご注意ください。



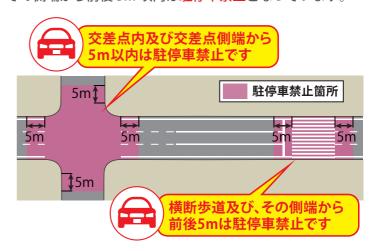
◆ 路上に停車する場合

人の乗降や貨物の積卸し等で<mark>路上に停車する場合や、</mark> 停車後のドアの開閉時には自転車の通行にご注意ください。



◆ 交差点・横断歩道付近は駐停車禁止

交差点及びその側端から 5m 以内、横断歩道及び その側端から前後 5m 以内は駐停車禁止となっています。



◆ カモンチケットをご利用ください

大通地区ではまちなか共通の駐車システム「カモンチケット」 があります。提携店舗でのお買い上げ金額によって 無料チケットがもらえますのでご利用ください。





【提携店舗・ 駐車場はこちら】 http://sapporo-odori.jp /cmon/





◆ 荷捌き規制緩和区間をご利用ください

都心内の荷捌き・集配作業を行う貨物車両については 指定された場所と時間、20分以内の駐車に限り利用可能な 「荷捌き規制緩和区間」が設置されています。

5分を超える荷捌きについては、そちらをご利用ください。





※実験区間周辺の荷捌き規制緩和区間の例





